「平安時代後半期記録体の言語についての研究」　要旨

柳原　恵津子

本論文は、平安時代後半期の記録体に見られる言語の特質、言語資料としての古記録の性質を論じ、善本として広く用いられてきた古記録古写本の資料性について再考察を試みるものである。「古記録」とは一般的に、男性貴族達が政務・公事や生活上の後鑑に備えておくべき事項を記した日次記やこれに付随する詳細な情報を別紙に記した別記、日次記の記事を事項ごとに部類した部類記などのことを指す。記録は変体漢文体の一種である記録体で書かれたが、記録体に見られる言語事象である記録語は、平安時代語の重要な位相のひとつであると同時に、和漢混淆文に代表されるような院政期以降徐々に発生する近代語的な言語事象に影響を与えるところが大きかった。漢文体であるため、日本語史研究の資料としての利用には遅れが見られがちという課題があったが、近年各種データベースの開発や諸本のデジタル画像の公開といった研究環境の前進があり、さまざまな方法論の試みとともに急速に研究が進展しつつある。この状況を受けて、本論文では古記録を日本語史資料として有効に用いるための前提としての影印・デジタル画像類の積極的な活用や善本の資料性の確認を行いながら、個人の記録体の経年的な変遷の事例、仮名交じり表記・複合動詞・助字といった記録語を論じる上で重要な事項の再調査・再分析を試みた。

まず序章では「古記録」「記録体」という語の指し示す範囲を確認した上で、武藤元信・築島裕・峰岸明・小山登久らによってその基礎が形作られてきた記録語研究の成果を、主に二〇〇〇年以降のものに絞って概観した。これによって、近年記録語研究が研究の手法・考察の質の両面で急速に進展しつつあること、とくに記録語以外の日本語史研究の成果との接続が積極的になされつつあることを確認できた。そしてこのような状況にあってなお従来試行が不十分だった方法論として、「①影印・複製などの確認、資料性の検討への関心の不足」、「②言語の等質性／非等質性への視点の欠如」、「③先行の論の検証に不足」の三点を挙げた。本論文では、各章・各節で個別的な事象を取り扱うが、どの章・節においても、この三つの問題点を解消する方法論をとることを重視しながら論じる構成となっている。

第一章では、第一節「『後二条師通記』に見られる文体の形成過程」、第二節「『後二条師通記』冒頭三カ年分の「本記」と「別記」について――使用語彙の比較から窺える両本の性質――」、第三節「藤原忠実『殿暦』の漢字仮名交じり表記――平安時代変体漢文の学習過程という側面から――」、第四節「藤原忠実『殿暦』古写本の資料性について――漢字仮名交じり表記部分に着目して――」の四つの節を通して、藤原師通・忠実父子の記録を、主に文体・表記の形成過程という観点から論じた。第一節『後二条師通記』に見られる文体の形成過程」では、藤原師通『後二条師通記』の記録体が、語序・語彙・語法の面で年次を追って変化しており、その変化は師通の記録体の習得過程と思われる四段階に整理できること、この年次による変化と『後二条師通記』に記録された記主師通の家記（家に伝わる記録類で、必然的に祖先のものが中心となる）の伝領・披見、漢籍の学習に関する記録を対照すると、一語一語にそのまま漢字を当てて記したような「日本語的要素（語序の日本語化、語彙）の著しい段階」（第一段階）から、まず『文選』・『論語』といった基礎的な漢籍の学習によって

「基礎的な漢文体としての語序・語法が整い始める段階」（第二段階）に至り、つぎに摂関家の嫡子としての家記の伝領や公務に際しての記録類の披見という経験が多くなるとともに「平安古記録に広く行われている語彙・語法への準拠の段階」（第三段階）に変化し、やがて大江匡房との漢籍の学習の記事が増える擱筆近くの時期に、「純漢文的要素の混入・摂取の段階」（第四段階）へと至るという連動が確認できることを指摘した。

第二節『後二条師通記』冒頭三カ年分の「本記」と「別記」について――使用語彙の比較から窺える両本の性質――」では、『後二条師通記』の冒頭三カ年分の記事に残された「本記」・「別記」二つの本文に着目し、両者はどのような関係の本文か、なぜ二つの本文が伝わるのかを、永保三年記一年分の語彙・語法を比較することにより検討した。この考察により、従来「別記」と呼ばれる本が『後二条師通記』起筆当初の文体と位置づけられること、「本記」は寛弘五年から七年、より範囲を限定して言えば寛弘七年の師通の語彙・語法と酷似しており、この時期に師通自身が浄書した可能性が高いことを指摘した。また、異なり語数・延べ語数や品詞の観点から見た両本の特徴を述べ、「本記」は漢語や記録語に特徴的な語を含む幅広い語が、「別記」は和文的な語を同じ語が繰り返し現れる傾向があることを指摘した。この考察は同じ記事の草稿と浄書間の語彙の比較にとどまらず、日本語化（和化）が著しい記録体と、典型的なあるいは時にやや漢文色の色濃い表現を含む記録体のサンプルの比較と見ることもできる。『後二条師通記』・『殿暦』は『御堂関白記』とともに日本語化（和化）が顕著な文体を持つことで知られ、「摂関家の文体」といった名称でその文体が呼ばれることもある。このような把握の仕方は適切と考えてよい一面もあるが、『後二条師通記』に関してはその性質は起筆当初のみに見られること、同資料の「日本語化（和化）」と呼ばれてきた事象の内実は文体が未成熟な時期の誤用であり、長期間一定して同じ語彙や語法・語序などが用いられる『御堂関白記』の「日本語化（和化）」や、記録体全般にその形が規範として定着した「日本語化（和化）」とは異なる性質のものと把握するべきであることを述べた。

第三節・第四節では、師通の息である忠実の日記『殿暦』を取り上げた。第三節「藤原忠実『殿暦』の漢字仮名交じり表記――平安時代変体漢文の学習過程という側面から――」では、『殿暦』の特色として広く知られた仮名交じり表記を取り上げ、仮名を交える頻度が、起筆三年から七年の間にもっとも多いこと、自立語を含む仮名交じり表記と、自立語を含まない付属語・語尾類の補入のみの仮名交じり表記の比率を見ると、前者の比率は起筆後四年から七年にかけてもっとも高く、後者はそれ以降の時期に比率を増すこと、発話の例のうち、儀式中の発話である例が起筆から執筆期間の半ば位までは多く、徐々にそのような発話の例数が減少していくのに対し、儀式外の発話は例数が儀式内の発話よりも全編通じて一定して見られ、したがって後半期には比率が増すことを指摘した。これらから、執筆期間の前半期は仮名交じり表記をより多用し、漢字表記できない自立語が多く、政務の基礎である儀式の会話を多く記す傾向が認められるのに対し、後半期は仮名交じり表記自体が減少し、自立語よりむしろ格関係や接続等を示す助詞・助動詞や語尾類の補記の比率が増し、毎回同じ内容が発せられる儀式内の発話より日々の会話（政務や儀式を行うにあたっての故実の確認や議論などを含む）へと、書かれる内容の比重が移ると言うことができる。この変化には、漢文体での執筆そのものに慣れてゆくという言語的な側面と、政務や儀式の経験自体が増し、政務・儀式の細かな流れではなく、その日議論された一回的な事柄の記述へと記載される話題の比重が変化するという内容的な側面とがある。一方で、仮名書きされる頻度が多い語は、

格助詞「に」・「を」・「の」・「より」・「と」、接続助詞「て」、係助詞「は」、連語「して」、助動詞「なり」・「たり」といった助詞・助動詞類、それも格関係や接続などを表す語であり、これらの助詞類は擱筆まで一定して用いられる傾向があり、語序や助字などのみで執筆する方向へ文体・表記体が完全には変化しなかったこと、このあり方は忠実の記録体の日本語化（和化）の度合いの問題でありながら、通常古記録では助詞・助動詞類の補記なしで記される語序・語法の文にも補記をする中世以降の漢字仮名交じり文（およびこの表記体を随所に交える変体漢文体）的な傾向として捉える必要もあることを指摘した。

第四節「藤原忠実『殿暦』古写本の資料性について――漢字仮名交じり表記部分に着目して――」では、今日『殿暦』の最善本とされている陽明文庫本の資料性、とくに仮名交じり表記部分がどの段階で書かれたものであるかを再確認することを試みた。陽明文庫本には、近衛（藤原）基平の奥書を持つ四冊とこれと同筆の二冊合わせて六冊（本論文では「基平本」・「正本」と呼ぶ）、およびこの六冊と同じ年次の記事を書写したもので表紙に「余」と記された二冊（本論文では「「余」本」と呼ぶ）が、同じ内容を書写した二種の本文として伝わる。この両本の仮名交じり表記を比較した。この調査により、一本に仮名交じり表記がありもう一本にはない例が仮名表記全体の一・五％にあたる一一例のみで、両本が同じ本（忠実自筆具注暦と見てよい）を正確に写す方針で作られた兄弟関係と見られること、『殿暦』の仮名表記部分は忠実自筆本からあったと見られることを指摘した。つぎに、両本ともに真仮名・平仮名・片仮名を混用するが、基平本は平仮名の、「余」本は片仮名のバリエーションがやや多く、仮名交じり表記部分の異同も、基平本が平仮名で「余」本が片仮名の例が異同例全体の三七・七％にあたる六一例であることから（基平本が片仮名、「余」本が平仮名の例は一一例）、基平本に平仮名偏重、「余」本に片仮名偏重の傾向があることを指摘した。これに比して、同じ体系の異なる変体仮名を用いる例は全体で三七例（一三％）に止まること、基平本は語の境界で用いる仮名の体系を変え、境界を明示する例が散見されるのに対し、「余」本はひとつの語の中で異なる体系の仮名を使う例が基平本と比して多いことも指摘できた。これらから、陽明文庫本を底本とした『殿暦』を日本語史の資料として用いる場合、仮名表記されている語自体は忠実自身の言語を表していると考えてよいが、いずれの体系の仮名を用いるかという点においては忠実の規範を保存していない書写者（複数人いるとされる）が含まれるため、真仮名・平仮名・片仮名それぞれの運用やこれらを混用する現象について考察するための資料としては、使用できないとの結論に至った。

以上、第一章を通して、父・師通と子・忠実で、変遷の現れ方は同じではないものの、執筆期間を通して文体・表記が変化すること、その変化は起筆当初の記録執筆に不慣れな状態から、記録体らしい、さらには漢文色の色濃い文体や表記という方向を目指した学習の過程であることを検証した。

第二章・第三章・第四章では、「仮名交じり表記」・「複合動詞」・「助字」といういずれも記録体について論じる上で欠かせない三つの事象について、それぞれ論じた。

第二章「仮名交じり表記」では、記録体の特徴としてかならず言及される仮名交じり表記を取り上げ、部分的に自筆本が現存する藤原道長『御堂関白記』（十一世紀前半）、源俊房『水左記』（十一世紀後半）、藤原師通『後二条師通記』（十一世紀末から十二世紀初頭）、三条（藤原）実房『愚昧記』（十二世紀半ば）を対象として、各資料の仮名交じり表記の様相を経年変化という視点を交えて素描した。調査対象が限られるものの、この四点の資料の範囲

で以下の諸点が明らかとなった。十一世紀末以前の記録である『御堂関白記』・『水左記』には片仮名が用いられず、句や節・文単位に及ぶ地の文での仮名交じり表記を行わないという特徴があること、したがって早い時期の古記録における仮名交じり表記が、九世紀訓点資料や『東大寺諷誦文稿』などに見られる漢字片仮名交じり表記文や漢文への仮名点の加点を模倣するという経緯で取り入れられたとは考えにくいこと、また、文節単位の地の文に書き添えられる助詞・語尾類が、漢文表記の難しい副助詞や、読み誤る可能性のある文脈に格助詞・係助詞などを書き添える例にかたよる特徴も見られ、やはり訓点資料との親和性が早い段階の記録には見いだしがたいことを指摘した。一方で、十一世紀末から十二世紀初頭の『後二条師通記』、十二世紀半ばの『愚昧記』には、(『後二条師通記』の例は資料に虫損がある状態から存疑ではあるものの)片仮名が見られるようになり、句や節・文単位におよぶ地の文での仮名交じり表記や、格助詞・係助詞・接続助詞を書き添える例が多くなる傾向、すなわち訓点資料における加点やこの時期成立する『今昔物語集』に代表される漢字片仮名交じりの和漢混淆文との親和性が顕著となってゆく傾向が見られた。この二つの時期に見られる傾向の異なりは、古記録の記主たちの仮名の混用に対する意識の変化と考えるのが妥当である。早い時期の仮名交じり表記が和歌や次第書、宣命などの真仮名・平仮名を使用する資料に書かれる内容をそのまま記録に埋め込む形で行われたことに対し、十二世紀初頭ごろから、訓点資料や和漢混淆文と出自を同じくする仮名運用が古記録にもおよび、地の文・会話・和歌等の区別なく、変体漢文体で記すことが困難であれば漢字仮名交じり表記を採用する方向へと変化したと考えられる。

第三章では、古記録における複合動詞の問題を扱った。古記録には和文資料や訓点資料など他のジャンルの資料で見いだしがたい複合動詞が多く見られるという峰岸明による指摘を出発点として、自筆本『御堂関白記』に見られる複合動詞群の具体的な特徴を記述することを試みた。当該資料から抽出した複合動詞群の後項動詞に着目し、後項に用いられている動詞群を「①自筆本『御堂関白記』と中古和文両方で複合動詞後項として多く現れる動詞」、「②『御堂関白記』では後項として複数回出現するが、中古和文では頻出はしない動詞」、「③『御堂関白記』には複合動詞後項としては表れないが、中古和文では頻出する動詞」の三種に分類し、それぞれの項目にどのような動詞が見られるかを記述した。その結果、「①『御堂関白記』と中古和文両方で複合動詞後項として多く現れる動詞」には「―来」「―出」「―入」「―申」などの基礎的な語が、「②『御堂関白記』では後項として複数回出現するが、中古和文では頻出はしない動詞」には「―参」「―着(著)」「―送」「―行(おこなふ)」などの儀式や政務の中での動きを具体的に表現する動詞が、「③『御堂関白記』には複合動詞後項としては表れないが、中古和文では頻出する動詞」には、「―果つ」「―ありく」「―渡る」「―なす」などの、補助動詞用法が発達する動詞が含まれることを指摘できた。この結果と用例の分析から、和文資料では後項動詞に補助動詞用法の例が多く見られ、後項動詞として造語力があることの条件のひとつに補助動詞用法を有するという特徴が挙げられるのに対し、古記録では後項動詞に補助動詞用法の機能をほとんど持たせないという特徴を指摘した。また、古記録で複合動詞の構成要素として用いられる動詞は、その動詞自体が漢文的な脚色をすることに有効であるとは思われないごく日常的な語がそのほとんどを占めており、単純語ではなく複合語の形を取ること自体が漢文的であるということは考えられるにして

も、その内実は、動作主が誰か、どのような動きであるか、といった動作の内容やあり方を詳しく記す働きが認められる語にすぎないことを指摘した。

第四章「助字」では、あらゆる漢字文に膨大な用例の存する「之」を取り上げ、その用法を概観した。本章でも調査対象に自筆本『御堂関白記』を用い、その中に見られる「之」の全用例を用法ごとに分類整理した。その結果、『御堂関白記』には、他の平安古記録では③指示代名詞（名詞的用法、「これ」）」と並んで用例数が多い「①格助詞（連体格、「の」）」用法が非常に少ないこと、その理由として、「之」の前に来る連体修飾要素が訓読した際に用言や助動詞で終わる場合（すなわち日本語の格助詞「の」を当時の訓法では介さない場合）には「之」が置かれず、古記録に広く浸透している「可～之由」も用いないほどこの規則が徹底していることが挙げられることを指摘した。この特徴と⑥「依之」・⑦「為之如何」・⑧「以之」のような定型表現のバリエーションが少ないという特徴は、『御堂関白記』の文体が他の記録のそれとの差違として指摘できる。その一方で、③「指示代名詞（名詞的用法、「これ」）」の例は「これを」・「これに」と解せる文脈で動詞の後ろに置かれること、用言をはじめとして文末・句末に位置するものの「これを」「これに」のいずれとも解しがたい④「文末用法不審例」の例がほとんどないこと、⑤「再帰用法」の例が一定数見られ、目的語を動詞の前に置いた場合、その動詞のうしろに「之」を置き、次の文の文頭の名詞が前の文の目的語に誤読のされない配慮がなされていることなど、他の古記録と同様の基準が徹底されている事象も指摘できる。これらの特徴から『御堂関白記』の言語の特徴を総じて言えば、訓読する場合に何らかの和語（の、これに、これをなど）が和訓として対応しない語（字）を用いない傾向があること、用いられる用法については一貫性のある用いられ方をしていることになる。自筆本『御堂関白記』は文体・語序・表記など言語全般にわたる日本語化（和化）の著しさで知られているが、「之」字の用法に関しては、主語―述語間、主語―目的語間の転倒表記といった漢文体に由来し記録体に比較的多く見られる語法が用いられず、「因之」・「為之如何」などの定型的な表現のバラエティーが少ないと点に日本語化（和化）の特徴が現れており、他の記録ではそのように用いないといういわゆる「誤用」の形で現れることはほぼない点に留意するべきである。このことは、語序に見られる日本語に即した転倒表記のような「誤用」と言ってよい特徴や、漢語語彙に見られる漢語が少なく和語をそのまま漢字表記した語・表現が多いという漢文色の希薄さと言える特徴が見られることと矛盾しているようだが、共通する点として、自筆本『御堂関白記』の言語は日本語をそのまま漢字表記した形を採用しているという特徴を挙げることができる。

以上の諸点を論じながら、本論文は要旨冒頭にあげた三つの方法論に重きをおいて記述した。「①影印・複製などの確認、資料性の検討への関心の不足」については、まず、第一章三節・四節で『殿暦』の仮名交じり表記を論じる際に、その前提として原本の仮名字体を写真帳・画像で確認したこと、この作業を経て、仮名交じり表記で書かれた部分そのものについては忠実自筆本にあった通りであると見られる一方、真仮名・平仮名・片仮名いずれの体系の仮名を用いるかという点については書写者によって書き換えがなされているため、古写本からは考察できないことを明らかにした。また、第二章では自筆本の残る古記録のみを用いることで、院政期以前は記録体に片仮名が見られないこと、もっとも旧い片仮名の事例は『後二条師通記』の「ヲ」の例（片仮名の現れる初例）だが、ただし虫損があり字体全体は確認しがたいこと、これよりやや遅れる『愚昧記』には多くの片仮名が見られ、この時期に

記主たちの仮名運用の規範が変化したことを指摘できた。第一章第二節での『後二条師通記』の「別記」「本記」、第四節での『殿暦』の写本の性質の再検討など資料性の確認を行うことで、用例の時代性や用例から読み取れる情報をより精緻に判別することを試みた。

「②言語の等質性／非等質性への視点の欠如」の観点については、第一章第一節・第三節において『後二条師通記』・『殿暦』の文体や表記の形成過程を概観し、長きにわたる執筆期間の各時期ごとにその度合いが異なるという新たな論点を提示した。第三章・第四章では、自筆本『御堂関白記』という一つの資料に対象を絞ることで、同一人物の同一の基準で用いられた複合動詞・「之」字という範囲で悉皆的に用例を確認することで、個々の例がそのように記された背景を従来より深く考察した。

「③先行の論の検証の不足」の観点については、第一章第三節・四節であつかった『殿暦』の仮名交じり表記、第二章で扱った平安古記録における仮名交じり表記全般、第三章で扱った複合動詞、第四章で扱った「之」などに関する重要な先行の論の再考や続きの考察を試みた。これから解明されてゆく事象が多くのこる記録語研究においては、先行の重要な論の再検証の多くが手つかずのまま残っていると言ってよいが、限られた範囲ながら従来の重要な論点に対して継続して論じられるべき視点を提示した。